

# 貸出金

## ■貸出金科目別残高

期末残高

(単位:百万円)

	平成17年9月期			平成18年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	34,003	—	34,003	25,747	—	25,747
証書貸付	426,206	—	426,206	439,568	—	439,568
当座貸越	42,210	—	42,210	42,140	—	42,140
割引手形	4,389	—	4,389	5,157	—	5,157
合計	506,809	—	506,809	512,614	—	512,614

平均残高

(単位:百万円)

	平成17年9月期			平成18年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	33,578	—	33,578	27,407	—	27,407
証書貸付	425,378	—	425,378	436,147	—	436,147
当座貸越	39,565	—	39,565	36,112	—	36,112
割引手形	4,604	—	4,604	4,532	—	4,532
合計	503,126	—	503,126	504,199	—	504,199

## ■貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

		平成17年9月期	平成18年9月期
1年以下	貸出金	95,361	93,905
	うち変動金利	28,540	25,226
	うち固定金利	66,821	68,678
1年超 3年以下	貸出金	83,103	88,481
	うち変動金利	32,881	31,170
	うち固定金利	50,221	57,311
3年超 5年以下	貸出金	74,045	73,246
	うち変動金利	24,436	22,307
	うち固定金利	49,608	50,939
5年超 7年以下	貸出金	52,174	54,442
	うち変動金利	17,944	17,358
	うち固定金利	34,230	37,083
7年超	貸出金	159,914	160,398
	うち変動金利	47,236	44,516
	うち固定金利	112,677	115,881
期間の 定めないもの	貸出金	42,210	42,140
	うち変動金利	40,895	41,163
	うち固定金利	1,315	976
合計	貸出金	506,809	512,614
	うち変動金利	191,935	181,743
	うち固定金利	314,875	330,870

## ■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成17年9月期		平成18年9月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	257,138	50.74	251,301	49.02
運転資金	249,670	49.26	261,313	50.98
合計	506,809	100.00	512,614	100.00

# 貸出金

## 業種別貸出金状況

(単位:百万円、%)

	平成17年9月期		平成18年9月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	506,809	100.00	512,614	100.00
製造業	19,992	3.94	23,112	4.51
農業	1,503	0.30	1,621	0.32
林業	201	0.04	216	0.04
漁業	555	0.11	526	0.10
鉱業	78	0.01	38	0.01
建設業	34,086	6.73	30,209	5.89
電気・ガス・熱供給・水道業	540	0.11	710	0.14
情報通信業	3,401	0.67	2,344	0.46
運輸業	20,127	3.97	20,656	4.03
卸売・小売業	41,400	8.17	37,803	7.37
金融・保険業	27,032	5.33	34,325	6.70
不動産業	58,380	11.52	57,064	11.13
各種サービス業	71,002	14.01	68,495	13.36
地方公共団体	68,853	13.59	80,503	15.70
その他	159,652	31.50	154,985	30.24

## 中小企業等に対する貸出金

(単位:百万円、%)

	平成17年9月期	平成18年9月期
中小企業等貸出金残高(A)	386,410	374,462
総貸出金残高(B)	506,809	512,614
総貸出に占める割合(A)/(B)	76.24	73.05

- (注) 1. 貸出金残高には、海外店及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。  
 2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 消費者ローン残高

(単位:百万円)

	平成17年9月期	平成18年9月期
消費者ローン残高	158,226	153,058
住宅ローン	136,192	132,406
その他ローン	22,034	20,652

## 特定海外債権残高 該当ございません。

## 担保種類別の貸出金残高

(単位:百万円)

	平成17年9月期	平成18年9月期
有価証券	870	3,524
債権	13,231	12,700
商品	—	—
不動産	91,502	89,291
その他	—	—
保証	197,024	191,304
信用	204,179	215,793
合計	506,809	512,614

## 担保種類別の支払承諾見返額

(単位:百万円)

	平成17年9月期	平成18年9月期
有価証券	—	—
債権	113	80
商品	—	—
不動産	271	415
その他	—	—
保証	263	246
信用	4,743	4,323
合計	5,391	5,065

## ■リスク管理債権

(単位:百万円)

	平成17年9月期	平成18年9月期
破綻先債権額	3,691	2,236
延滞債権額	24,387	23,646
3カ月以上延滞債権額	465	181
貸出条件緩和債権額	3,237	4,922
合計	31,783	30,987

(注) 1. 平成18年9月期リスク管理債権の項目説明につきましては、60、61ページの注記事項(※2から※5)にも記載しております。  
2. 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額は該当ありません。

### 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

### 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

### 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

### 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## ■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	平成17年9月期					平成18年9月期				
	期首残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高	期首残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,659	1,315	—	※1,659	1,315	1,735	2,025	—	※1,735	2,025
個別貸倒引当金	6,502	1,557	1,854	※1	6,203	5,030	1,488	1,487	※10	5,021
うち非住居者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,161	2,872	1,854	1,660	7,518	6,765	3,513	1,487	1,745	7,046

(注) ※洗替による取崩額であります。

## ■貸出金償却額

(単位:百万円)

	平成17年9月期	平成18年9月期
貸出金償却額	165	35

## ■金融再生法基準による資産査定額

(単位:百万円)

	平成17年9月期	平成18年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,072	8,681
危険債権	17,213	17,417
要管理債権	3,703	5,103
正常債権	480,877	487,329
合計	512,866	518,532

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

## ■金融再生法開示債権の保全内訳(平成18年9月期)

(単位:百万円、%)

	債権額(A)	保全額(B)	担保・保証等		貸倒引当金	保全率(B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,681	8,681	5,876	2,805	—	100.0
危険債権	17,417	15,694	13,489	2,205	—	90.1
要管理債権	5,103	1,845	1,076	769	—	36.1
合計	31,203	26,222	20,442	5,780	—	84.0

### 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

### 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であります。

### 要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

### 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権であります。